

7月は同和問題啓発強調月間です

☎人権・同和教育課 人権・同和教育グループ ☎73-9129

福岡県と県内各市町村は、同和問題の早期解消をめざして7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。市では、街頭啓発や市民講演会の開催など、差別のない、すべての人の人権が尊重されるまちの実現に向けた取り組みに力を入れています。

同和問題・部落差別

同和問題とは、「被差別部落出身である」ことや「同和地区に住んでいる」という理由だけでいわれのない差別を受け、憲法で保障されている基本的人権が侵害されるという日本固有の人権問題です。現在でも、結婚や就職時などさまざまな場面で差別を受けることや、住居を選ぶ際に同和地区を避けるなどの差別事案が後を絶ちません。

また、近年では、インターネット(SNS)上で被差別部落に関する誹謗中傷の書き込みや、差別意識を助長する悪質な動画の公開など、新たな差別行為も発生しています。

こうした状況を受け、国では平成28年に、部落差別の解消を目的とした「部落差別解消推進法」を制定しました。市でも、平成7年に制定した「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を平成30年に改正し、部落差別の解消に向けた教育・啓発に取り組んでいます。

同和問題を解決するためには

「同和問題は、誰も教えなければ自然になくなる」と言う人がいます。しかし、SNSや動画投稿サイトなどでは、同和問題に関して誤った情報や偏見につながる内容が見受けられることがあります。インターネット(SNS)上に一度掲載された情報を完全に消去することは極めて困難です。もし、同和問題について正しい知識がないままそのような情報に触れてしまうと、誤った内容を真実だと受け取ってしまい、いつまでも差別や偏見が続くこととなります。偏見や差別に基づく言動は、人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

同和問題について正しく理解し、偏見や差別的な言動、インターネット(SNS)上での誤った情報に惑わされることなく、差別や人権侵害をなくすために行動できるようになりましょう。

小郡市同和問題市民講演会

入場無料

申込不要

差別をなくすためには ～これからの「同和」教育がすべきこと～

これまでの人権・同和教育の成果と課題を振り返りながら、今後の人権・同和教育には何が求められるのか、講師自身の経験を踏まえてお話しいたします。

日時 7月18日(土)14時(13時半開場)

会場 文化会館大ホール

講師 新谷恭明さん
(公社)福岡人権研究顧問・九州大学名誉教授

託児 無料
希望者は、7月13日(月)までに申し込み

